

神戸高校研究倫理委員会規程

- 1 神戸高校において、実験研究が適正に行われることを目的に、研究倫理委員会を設置する。
- 2 研究倫理委員会の役割
研究倫理委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 動物実験及び人を対象とする調査・実験研究に関する法令・通知等の規定を踏まえ、実験施設の整備及び管理の方法並びに調査・実験研究等の具体的な実施方法等を定めた「神戸高校動物実験に関する倫理指針」及び「神戸高校における人を対象とする調査・実験研究に関する倫理指針」を策定・改訂すること。
 - (2) 調査・実験研究等の開始前に当該責任者に所定の事項を記載した書面で計画を申請させ、その実験研究計画について、「神戸高校動物実験に関する倫理指針」及び「神戸高校における人を対象とする調査・実験研究に関する倫理指針」に基づき倫理的観点及び科学的観点から審査をし、その申請を承認又は却下すること。
 - (3) 調査・実験研究計画の実施の結果について、責任者より報告を受け、必要に応じ適正な調査・実験研究等の実施のための改善措置を講ずること。また、助言を行うこと。
- 3 研究倫理委員会の構成
研究倫理委員会は、校長が次に掲げる者を含む任命した委員長1名、委員数名により構成することとし、その役割を十分に果たすために適切なものとなるよう配慮すること。
教頭、総合理学部長、総合理学部職員の課題研究主担当者
動物実験・実験動物等に関して優れた識見を有する者
- 4 委員会は、調査・実験研究計画の申請があった場合、又は必要に応じて開催する。委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。議事は、出席委員の2／3以上でこれを決する。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。
- 6 委員は、自己の申請に係る審査に関与することはできない。
- 7 調査・実験研究計画等の申請に係る許可の決定は、委員の2／3以上の賛成を必要とする。
- 8 委員長は、審査を終了したとき、校長の許可を受け、速やかに審査結果を申請者に通知する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

■研究計画書の記載事項

- ①研究課題名、研究者等の所属と氏名
- ②研究の目的及び意義
- ③研究方法の概要及び期間
- ④実験動物又は研究対象者の選定方針

<動物実験の場合>

- ⑤動物を飼養する場所と動物実験を行う場所
- ⑥使用動物 種、系統、個体数、ケージ数
- ⑦動物を使用しない他の実験法を採用できない理由（具体的に記載）
- ⑧実験方法（動物実験を行う場所ごとに、動物に与える処置・薬物等について具体的に記載）
- ⑨実験処置を施した後、実験終了まで当該動物が生存する期間
- ⑩実験全体で使用する動物の必要数の算出根拠
- ⑪実験により動物が被る苦痛の種類及び程度（不明の場合は、ヒトに同様の処置を行った場合にヒトが受ける苦痛の程度）
- ⑫動物が受けている苦痛の程度の判断方法
- ⑬動物に実験処置を行う場合の苦痛軽減方法 麻酔薬・鎮痛剤の品名等
- ⑭苦痛軽減措置を行わない場合、その理由及び動物が受ける苦痛の程度
- ⑮動物の安楽死の方法
- ⑯死体（臓器、組織）等の廃棄の方法

<人を対象とする調査・実験研究の場合>

- ⑤インフォームド・コンセントを受ける手続き等（説明書及び同意書を添付）
- ⑥個人情報等の取り扱い（匿名化する場合にはその方法を含む。）
- ⑦研究対象に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策
- ⑧試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法
- ⑨代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、代諾者等の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。
- ⑩研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、研究対象者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取り扱い
- ⑪研究に関する業務の一部を外部委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法
- ⑫研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容